

湯浅倉平 資料紹介（一）

下関市烏山民俗資料館 大西圭子

1. はじめに

ゆあさくらへい
湯浅倉平は、明治7（1874）年、山口県豊浦郡宇賀村（現山口県下関市豊浦町宇賀）に誕生し、内務省の官僚を経て、朝鮮総督府政務総監、会計検査院長、宮内大臣、内大臣等の政府の要職を歴任した官僚、政治家である。

下関市烏山民俗資料館では、平成27（2015）年9月12日～12月1日にかけて、烏山民俗資料館企画展「湯浅倉平ー郷土へのおもいー」を開催した。本企画展は、湯浅倉平の出身地である旧宇賀村役場で長年保管されていた湯浅の遺品資料が、平成26（2014）年3月に当館に移管されたことを契機として開催されたものである。

当館では、移管された遺品資料及び湯浅倉平の生涯を調査する過程で、資料の随所に湯浅の故郷宇賀村へ対する想いが見られるとともに、宇賀村の人々にとっても湯浅は郷土の誇りとして大切に

されていたことが分かった。企画展では移管された資料を紹介するとともに、湯浅の生涯を振り返り、多くの人に慕われたその人柄、故郷を離れながらも大切に想う湯浅と宇賀村の人々との交流を中心に紹介した。

当館では企画展終了後も移管された湯浅倉平の資料調査を継続しており、企画展開催時には分からなかった資料の詳細が徐々に明らかになってきた。

本稿では、まず湯浅倉平の生涯を紹介し、さらに移管された資料の中から湯浅が宮内大臣時代に着用したくないこうとうかんぐさふく宮内高等官供奉服、供奉帽、供奉剣、フロックコート、シルクハット等の服飾を「湯浅倉平資料紹介（一）」として報告し、今後も継続して報告していくものとする。



（昭和8（1933）年頃）

写真1 湯浅倉平肖像写真

2. 湯浅倉平の生涯¹

湯浅倉平は、明治7（1874）年2月1日、山口県豊浦郡宇賀村第530番屋敷（現山口県下関市豊浦町大字宇賀湯玉在）に生まれる。父石川康菴（康安と記すものもある）、母イチの次男で、10歳年上の兄為之進と6歳年上の姉ダイの家族構成である。少年時代は村の子どもたちと相撲を取り、海や川で泳ぎ山を駆けめぐる腕白な少年であった。

父の康菴は文政12（1829）年に山口県厚狭郡藤河内村の伊藤久右衛門の三男として生まれ、文久年間頃に同県豊浦郡宇賀村の石川家の養子に入ったとされる。康菴の養子先である石川家は、康菴の

5代前に本家から分家し、代々医業を営み、康菴も医者となった。明治17(1884)年に康菴が阿武郡川上村の士族湯浅寿槌と養子縁組を交わし、以後石川姓を改めて湯浅姓としている。

宇賀村の石川家の本家は代々同地の庄屋を務めており、幕末維新期には第13代当主の石川良平が大庄屋を務めている。石川は明治5(1872)年に開業した三井銀行(三井組)下関出張店の運営に関わり、明治18(1885)年には東京の三井銀行本店監事に就任している²。明治24年8月9日には第2代赤間関(下関市)市長に選ばれ、25年8月まで赤間関市長を1期勤めている³。また、石川の長女友子は、慶応3(1867)年7月16日に山縣有朋に嫁いでいる⁴。

兄の為之進は帝国大学医科大学(現東京大学医学部)を卒業した後、明治20(1887)年8月20日に福島県安積郡郡山町(現福島県郡山市)に医院を開業した。為之進の医院は順調に発展したことから、明治25年に両親と妹を福島県に呼び寄せ、康菴、イチ、ダイが山口県から福島県に移住をしている。なお、倉平の山口高等中学校からの学費は、兄の為之進が援助をしていたという。

内務官僚時代 清廉潔白な性格

明治31(1898)年7月に東京帝国大学法科大学を卒業した湯浅は、7月15日付で内務省に入省し、県治局府県課勤務となる。内務省は、明治6(1873)年設置、初代内務卿は大久保利通。内閣制度創設後の初代内務大臣は山縣有朋である。内務省は地方行政・議員選挙・警察・監獄・土木・衛生・地理・社寺・出版・書籍に関する事務すなわち内務行政を担い、部局は県治(のちの地方局)・警保・土木・衛生・社寺・庶務の六局がおかれていた。文官高等試験に合格した湯浅は、入省の翌年から参事官として滋賀県に赴任し、兵庫県参事官を2年間、鳥取・愛媛・長崎・神奈川県警部長を各1年、香川県事務官及び内務部長、神奈川県内務部長(副知事格)を経て、36歳の時に内務次官いちききとくろうの一木喜徳郎の意向により、内務事務官として本省勤務となる。大正元(1912)年、内務省の最重要部局の一つである地方局長となり、大正2(1913)年岡山、大正3年静岡県知事を勤め、大正4(1915)年8月第二次大隈内閣の時に一木内務大臣のもとで警保局長となり、同年9月に大礼使事務官たいれいしを拝命する。大礼使事務官とは即位の礼に伴う事務を行うために各省庁から集められた特別職員をいう。11月10日に行われた大正天皇即位の礼には賢所大前かしこごころおまえの儀において威儀物捧持(太刀)を務めている⁵。大正5(1916)年10月5日貴族院議員に勅任され、昭和4(1929)年11月22日まで貴族院で活躍する。大正12(1923)年9月1日の関東大震災の直後(5日)に警視總監に就任し、混乱の中で東京府の治安対策を担い被災者救護に奔走する。大正13(1924)年6月に加藤高明内閣成立時に若槻礼次郎内務大臣のもとで内務次官に抜擢され、翌年の普通選挙法案の成立に尽力した。大正14(1925)年12月3日、前任者の死去をうけて5代目の朝鮮総督府政務總監ちようせんそうとくふせいむそうかんに就任、朝鮮京城に赴任。昭和2(1927)年12月まで斎藤実総督さいとうまことを補佐し、総督辞任に伴い政務總監を辞任している。

宮内大臣時代 奉公の至誠を尽くす

昭和8(1933)年2月15日、宮内大臣に親任された。宮内省は明治2(1869)年設置、明治18(1885)年に内閣制度が創設された時に内閣とは別に宮中に設置された官庁である。

湯浅は、10代目の宮内大臣だが、國務大臣の経験をもたない宮内大臣就任は異例のことであった

が、選任については湯浅の大学時代の恩師でもあり、前任者の一木喜徳郎や前朝鮮総督府総督の齋藤実が内閣総理大臣であったことと無縁ではないとされる。

湯浅は宮内大臣に就任すると間もなく省内首脳部の人事に取りかかった。宗秩寮総裁の人選や枢密院議長すうみつりんの後任、内大臣の後任人事を行い、華族の諸問題を解決している。昭和8（1933）年12月23日には皇太子御誕生に際して日本放送協会東京中央放送局から宮内大臣謹話をラジオ発表し、昭和9年3月30日、学習院第44回卒業式に宮内大臣として告辞を述べ、昭和10年10月10日には宮内省の新庁舎落成記念式典において全宮内官に対して訓示を行っている。また、昭和天皇が葉山御用邸⁶、那須御用邸に行幸の際や地方行幸⁷の際には宮内大臣として天皇に供奉している。

そのような中で昭和11（1936）年2月26日早朝に陸軍の青年将校に率いられた反乱軍が決起し、総理大臣官邸・齋藤実内大臣私邸・高橋是清大蔵大臣私邸・渡辺錠太郎教育総監私邸・鈴木貫太郎侍従長官邸等を襲撃し、警視庁・陸軍大臣官邸等を占拠する2.26事件が勃発する。湯浅はいち早く宮中に参内し事態の収束をはかるため事件処理の中心となって働いた。

内大臣時代 常時輔弼の重臣

昭和11年3月6日、2.26事件で暗殺された齋藤実の後を受けて内大臣に就任した。昭和初期における内大臣職は天皇に対して常時輔弼ほむつの地位にあり、天皇の側近として大きな役割を果たしていた。特に後継首相候補者を選定し、天皇に奏薦そうせん（推薦）することが最大の任務であり、内閣が変わる度に、静岡県興津おきつの元老西園寺公望を訪ね、首相経験者、枢密院議長ら重臣と協議を重ね、次期内閣首相を奏薦した。林銑十郎、近衛文麿、平沼騏一郎、阿部信行、米内光政を奏薦し、各内閣組閣への道筋をつけた。

晩年～逝去 「日本の前途を考えると安心して眠れない」

昭和15（1940）年6月1日、病状悪化のため内大臣を辞任する。正二位の位階と前官礼遇を賜る。7日付にて旭日桐花大綬章きよくじつとうかだいじゆしやうを賜る。

湯浅の退官後、時局の急速な推移を憂い、見舞いに訪れた友人に「日本の前途を考えると安心して眠れない」と病の床に臥せながらも眠れない夜を過ごしていた。

昭和15年12月24日、正午ごろ危篤に陥る。亡くなる前に勲功により男爵を賜る。同日、午後2時、肺気腫ため東京市牛込区の自宅で逝去。享年67歳。

同夜、勅使ちよくし（天皇の御使い）として徳大寺実厚侍従、皇后宮御使三井安弥事務官、皇太后宮御使清閑寺良貞事務官が霊前に弔問した。25日夜には自邸で通夜が行われ、遺族に対して天皇・皇后より盛菓子、料理を賜る。26日午後2時、昭和天皇から感謝の意を伝える御沙汰書ごさたしよが勅使牧野貞亮侍従によってもたらされた。

忠純ノ誠ハ剛毅ヲ抗ケテ克ク断シ 清廉ノ節ハ正義ヲ執リテ而シテ回ラス 官ニハ則チ恪勤ヲ執掌ニ致シ識ニハ則チ縝密ヲ鞠躬ニ全クシ 三朝ニ臣事シ卅歳ヲ閱歴ス 入りテ調羹ニ任シ克ク輔弼ニ協ヒ進ミテ補衰ヲ識トシ遂ニ献替ニ参ス 勤勞備ニ至リ勲績甚タ顕ル 遽ニ溘亡ヲ聞ク曷ソ軫悼ニ勝ヘム 宜シク使ヲ遣ハシ賻ヲ齎ラシ以テ弔慰スヘシ

更に皇后宮御使岡部長章事務官、皇太后御使西邑清事務官が靈前に焼香し、天皇からは祭資、幣帛、供物、花一对、皇后からは花一对、皇太后からは祭資、花一对を賜った。

葬儀は、27日、一木喜徳郎を委員長として、東京築地の西本願寺において正午から午後1時まで行われ、告別式は午後1時から2時まで行われた。

昭和16(1941)年5月24日、福島県郡山市の善導寺に納骨。昭和17年(1942)年3月24日、かつての菩提寺である山口県豊浦郡宇賀村善念寺に分骨された。

表1 湯浅倉平 年譜1

西暦	年号	年	月	日	年齢	事項
1874	明治	7	2	1	1	山口県豊浦郡宇賀村第530番屋敷(現山口県下関市豊浦町宇賀湯玉)に出生。幼名倉之允
1880	明治	13	4		7	湯玉小学校入学
1884	明治	17	6	20	11	石川姓を廃して湯浅と改め、同時に倉之允を倉平と改める
1885	明治	18	9	1	12	山口中学校豊浦分校(現山口県立豊浦高等学校)入学(入学成績首席)
1887	明治	20	8	20	14	兄為之進が福島県安積郡郡山町(現福島県郡山市)字燧田に医師開業
1889	明治	22	7	23	16	山口中学校豊浦分校終了
1889	明治	22	9	1	16	山口高等中学校予科第一年級入学
1892	明治	25	7	11	19	山口高等中学校予科第三年級卒業
1892	明治	25	11	8	19	山口県より福島県安積郡桑野村字南町51番地へ湯浅家の戸籍を移す。倉平の父母姉が移住
1895	明治	28	4	14	22	父康蕃死去
1895	明治	28	5	20	22	姉ダイ、音弥(福島県郡山町今泉久右衛門二男)と結婚
1895	明治	28	7	20	22	山口高等学校大学予科第一部(法科志望)卒業
1895	明治	28	9	11	22	帝国大学法科大学政治科入学
1897	明治	30	2	20	24	姉ダイ、長男大太郎出生
1898	明治	31	7	10	25	東京帝国大学法科大学政治科卒業
1898	明治	31	7	15	25	内務省入省 任内務属、給四級俸、県治局府県課勤務(県治局は11月1日に地方局と改称)
1898	明治	31	12	5	25	文官高等試験合格
1899	明治	32	3	24	26	江木衷、柴田家門両夫婦の媒酌により、岩国藩士佐伯惟馨の二女サキエと結婚、東京において挙式
1899	明治	32	4	27	26	任滋賀県参事官、叙高等官七等、年俸八百円
1899	明治	32	6	2	26	叙従七位
1900	明治	33	9	28	27	長女静子出生
1901	明治	34	11	18	28	任兵庫県参事官
1901	明治	34	12	26	28	戸籍を福島県安積郡郡山町字稻荷83番地へ移す
1903	明治	36	6	12	30	鳥取県警部長
1904	明治	37	5	26	31	愛媛県警部長
1905	明治	38	2	10	32	長崎県警部長
1905	明治	38	4	19	32	官制改正により任長崎県事務官、補第四部長
1906	明治	39	4	1	33	明治三十七八年戦役の功により叙勲五等授双光旭日章、金一千元を下賜される
1906	明治	39	4	17	33	任神奈川県事務官、補第四部長
1907	明治	40	7	13	34	官制改正により第四部長を警察部長に改める
1907	明治	40	12	6	34	昇叙高等官三等
1907	明治	40	12	27	34	任香川県事務官、補内務部長、一級俸下賜
1908	明治	41	10	9	35	任神奈川県事務官、補内務部長
1909	明治	42	5	4	36	任内務事務官
1910	明治	43	10	10	37	兼任内務省参事官
1910	明治	43	12	15	37	昇叙高等官二等
1910	明治	43	12	22	37	文官普通試験委員、及び同懲戒委員
1911	明治	44	6	28	38	叙勲四等授瑞宝章
1911	明治	44	8	22	38	恩賜財団済生会評議員
1911	明治	44	12	12	38	衆議院議員選挙法改正調査会委員(同11日官制公布)
1912	大正	元	12	22	39	任内務省地方局長
1912	大正	元	12	26	39	郡区長試験委員
1913	大正	2	2	1	40	港湾調査会委員、法律取調委員
1913	大正	2	6	1	40	任岡山県知事
1914	大正	3	6	9	41	任静岡県知事
1915	大正	4	6	26	42	叙勲三等授瑞宝章
1915	大正	4	8	12	42	任内務省警保局長
1915	大正	4	9	16	42	大礼使事務官を仰せ付けられる
1915	大正	4	10	31	42	京都行幸供奉
1916	大正	5	1	19	43	叙勲二等授瑞宝章(大礼行賞)
1916	大正	5	2	29	43	叙従四位
1916	大正	5	4	1	43	授旭日重光章(金二千元下賜)
1916	大正	5	10	5	43	貴族院議員に勅選、同月9日免警保局長
1916	大正	5			43	東京市牛込区赤城下町に私宅を構える
1916	大正	5	11	14	43	戸籍を福島県郡山町字燧田91番地に移す
1916	大正	5	11	16	43	防長教育会理事
1919	大正	8	5	12	46	馬政委員会委員

表1 湯浅倉平 年譜2

西暦	年号	年	月	日	年齢	事項
1920	大正	9	11	7	47	長女静子、山形県（新庄藩士出身）法学士諏訪務に嫁ぐ
1921	大正	10	6	4	48	母イナ死去
1923	大正	12	7	6	50	臨時法制審議会委員
1923	大正	12	9	5	50	任警視總監、叙高等官一等
1923	大正	12	9	27	50	防長教育会評議員に選任される
1923	大正	12	10	13	50	臨時大都市制度調査会委員
1923	大正	12	10	18	50	帝都復興院参与
1923	大正	12	11	30	50	臨時震災救護事務局参与
1924	大正	13	1	7	51	懲戒免官（虎ノ門事件引責）
1924	大正	13	1	26	51	御慶事のため懲戒を免除される
1924	大正	13	6	11	51	任内務次官、叙高等官一等
1924	大正	13	6	13	51	普通試験委員長、神職高等試験委員長、同尋常試験委員長
1924	大正	13	8	28	51	中央統計委員会委員
1925	大正	14	9	4	52	依願免本官
1925	大正	14	10	1	52	以特旨叙正四位
1925	大正	14	12	3	52	任朝鮮総督府政務總監、同月24日赴任、朝鮮総督府中枢院議長
1926	大正	15	7	12	53	金杯一組下賜
1926	大正	15	11	29	53	叙勲一等授瑞宝章
1927	昭和	2	4	1	54	スウェーデン国皇帝より贈与のエトアル勲章受領
1927	昭和	2	12	23	54	朝鮮総督府政務總監辞任（齋藤実総督辞任に伴い）
1927	昭和	2	12	30	54	兄為之進死去
1928	昭和	3	11	10	55	金杯一個下賜
1929	昭和	4	5	22	56	湯浅家より分家、戸籍を東京市牛込区中町6番地に置く。この頃同地に私宅を構える。
1929	昭和	4	11	22	56	任会計検査院長、同日依願免貴族院議員
1930	昭和	5	2	15	57	叙従三位
1931	昭和	6	6	19	58	補会計検査官懲戒裁判所裁判官
1933	昭和	8	2	15	60	任宮内大臣
1933	昭和	8	3	1	60	叙正三位
1933	昭和	8	6	28	60	補議定官
1933	昭和	8				東京市麹町区3番町宮内大臣官舎に移る
1934	昭和	9	3	1	61	授旭日大綬章
1934	昭和	9	7	1	61	明治天皇御記編集委員会会長を仰せ付けられる
1936	昭和	11	2	26	63	陸軍将校反乱事件に際し、急遽参内の上事後処置を適切に運び特に天皇の信任を受ける
1936	昭和	11	3	6	63	任内大臣、明治天皇御記編集委員会会長を辞め、顧問を仰せ付けられる
1936	昭和	11	3	16	63	叙従二位
1936	昭和	11				東京市麻布区六本木町内大臣官舎に移る
1937	昭和	12	6	1	64	林内閣総辞職に伴う後継内閣首班奏薦は前例によらず、内大臣自ら元老及び枢密院議長の意見を徴して近衛文磨を推奏する
1939	昭和	14	1	4	66	第一次近衛内閣総辞職に伴う後継首班は主として重臣の意見に基づき平沼騏一郎を自らの責任において奏請する
1939	昭和	14	8	28	66	平沼内閣総辞職に伴う後継首班は主として近衛枢相の意見に基づき阿部信行を奏請する
1940	昭和	15	1	16	67	後継内閣首班奏薦は主として自己の意思に基づき米内光政大将を推奏する
1940	昭和	15	6	1	67	病状悪化のため内大臣辞任、前官礼遇、叙正二位（特旨）
1940	昭和	15	6	7	67	授旭日桐花大綬章
1940	昭和	15	8	1	67	帝室経済顧問を仰せ付けられる
1940	昭和	15	12	24	67	勲功により男爵を授けられる
1940	昭和	15	12	24	67	午後二時、東京私宅において肺気腫のため薨去、享年67
1940	昭和	15	12	27		東京築地西本願寺において葬儀
1941	昭和	16	5	24		福島県郡山市善導寺に納骨
1942	昭和	17	3	24		かつての菩提寺である山口県豊浦郡善念寺に分骨される

林茂『湯浅倉平』年譜（湯浅倉平伝記刊行会 1969年）を基に作成

3. 湯浅倉平の移管資料について

平成26（2014）年3月に当資料館に移管された湯浅倉平の遺品資料は53点になる（表2）。湯浅自身によって宇賀村に寄贈した資料（図書資料）と没後に湯浅家より寄贈された資料（服飾、勲章、愛用品等）があることが、図書資料に付された受領記録よって知ることができる。中には東京での近況報告の代わりに写真帖を寄贈しており、故郷を常に気にかけている湯浅の想いが伝わる資料もある。

資料は専用の木箱6個に収納されており、木箱の鍵を入れる袋には、「湯浅記念館鍵」と書かれていた。故郷の人たちによる記念館構想があったことが窺える。

表2 湯浅倉平 移管資料目録

No.	資料名	数量	法量 (cm)					付属品	資料No.
			背丈70.0	袖丈60.0	肩幅47.0	胸幅56.0	腕幅23.5		
1	宮内高等官供奉服	上衣 1点	脇丈109.0	股下75.5	腹囲106.0	わたり幅38.0		050	
		ズボン 1点							
2	供奉帽	1点	縦24.0	横22.8	高9.5		紙箱	030	
3	供奉剣	1振	全長88.6	鞘73.8	鞘幅3.9	刀身68.8	布袋	001	
4	フロック・コート	上衣 1点	背丈100.5	袖丈57.0	肩幅46.5	胸幅53.0		052	
5	ベスト	1点	背丈49.0	前丈57.0	肩幅38.5	胸幅53.0		051	
6	シルクハット	1点	高16.5	長軸30.5	短軸25.0		ケース	031	
	シルクハット ケース	1点	高25.5	長軸30.5	短軸35.0				

No.	資料名	数量	法量 (cm)			付属品	資料No.
			縦	横	高		
7	勲一等旭日桐花大綬章	桐花大綬章 1点	12.7	7.6	0.9	共箱	003
		副章 1点	9.2	9.2	2.5		
		略綬 1点	1.5	1.1	1.2		
8	勲一等瑞宝章	瑞宝大綬章 1点	8.3	6.5	0.4	共箱	004
		副章 1点	8.0	8.0	1.7		
		略綬 1点	1.2	1.2	1		
		大綬章 1点	83.8	10.1			
9	勲二位景雲章	大綬章 1点	12.4	7.1	0.5	共箱	005
		副章 1点	9.4	9.4	2		
		略綬 1点	1.1	1.1	1.1		
		大綬章 1点	88.8	10.6	2.7		
10	スウェーデン国 エトアル勲章	大綬章 1点	10.2	6.0	0.5	共箱	006
		副章 1点	8.3	8.3	1.5		
		大綬章 1点	84.0	18.6	2.3		
11	記念章	1点(章10個)	9.4	15.2		紙箱	007
12	制服用略綬	1点	14.3	3.3	0.6	紙箱	011
		略綬板	1点	11.1	3.3		
13	恩賜竿	5本	① 72.6	径2.9		共箱	002
			③ 68.8	径1.5			
14	銀杯一組(桐紋)	大 1点	径12.0	高4.1		013	
		中 1点	径10.4	高3.4			
		小 1点	径9.0	高2.8			
15	杯一組(菊紋・菊に花喰鳥紋)	銀杯 1点	径9.7	高3.7		014	
		白磁杯 1点	径9.6	高3.9			
16	巻煙草入(菊紋)	1点	12.5	9.5	5.6	015	
17	挿筆(桜・橘)	1点	19.0	9.0	5.5	台	016
18	大礼記念章	章 1点	7.6	綬幅9.2	径3.0	共箱	009
19	大礼使徽章	章 1点	5.0	4.1	0.5	共箱	010
20	御所人形 春駒持	1点	12.1	12.8	奥行10.5	共箱	012
21	紀元二千六百年祝典記念章	章 1点	7.3	9.0	1.7	共箱	019
		章 1点	10.6	3.6	径3.0		
22	恩賜財団済生会 赤色有功会員章	章 1点	4.9	4.0	厚0.2	共箱	020
23	奉賛章	章 1点	1.9	1.8	0.5	共箱	021
24	特別徽章 愛国婦人会有功章	章 1点	11.0	綬幅4.2	径3.0	共箱	008
25	特別有功章 愛国婦人会章	章 1点	14.2	5.4	1.5	共箱	018
26	銀さじ	1点	10.4	2.1	1.1		022
27	眼鏡	1点	4.6	14.5	2	ケース	017
28	筆	3本	①27.5	3.5			025
29	墨	1点	7.2	2.2	1.1	墨箱	026
30	朱硯	1面	9.8	6.1	厚1.5		023
31	文鎮	1点	高6.3	5.7	奥行3.9		024
32	へら	1点	2.4	20.3	厚0.3		027
33	書	1点	19.8	52.7		封筒	028
34	書	1点	48.2	28.6		封筒	028
35	画帖 朝鮮総督府政務総監退任時の寄せ書き	3冊	①41.7	29.0	厚6.3		035
36	写真帖 桐生市行幸記念碑除幕式	1冊	16.6	14.7	厚2.1		043
37	刺繍入りの布	1点	225	170			054
38	紋付羽織単衣物	1点	身丈100.4、衿66.3、肩幅32.0、袖幅34.0、袖丈51.2				053

No.	書籍名	数量	著者・発行所	出版年	資料No.
39	パンフレット 茶の静岡県	1点	静岡県茶葉組合連合会議所、吉田初三郎	昭和6年	032
40	即位大礼奉祝記念写真帖	1冊	朝鮮総督府	昭和3年	034
41	皇宮	1冊	田中萬逸、大日本皇道奉賛会	昭和8年	036
42	鳳関	1冊	上野竹次郎編	大正13年	037
43	落成記念(新築記念)豊多摩刑務所	1冊	豊多摩刑務所	昭和6年	038
44	昭和4年10月落成 小菅刑務所図集	1冊	小菅刑務所	昭和4年	039
45	臨大字麻姑仙壇記	1冊	田代秋鶴	昭和9年	033
46	三体学書感興帖	1冊	田代秋鶴、賢文館	昭和14年	040
47	春歌公詩文録	2冊	伊藤博文、春歌公追頌会	昭和8年	041
48	傳教大師墨宝 卷一	2冊	天台宗務庁	昭和8年	042
49	創立拾周年記念写真帖 財団法人 浴風会	1冊	財団法人 浴風会	昭和10年	044
50	東津水利組合創立十周年記念誌	1冊	東津水利組合 朝鮮全羅北道金堤郡金堤邑	昭和10年	045
51	秘録維新七十年図鑑	1冊	東京日日新聞社、大阪毎日新聞社	昭和12年	047
52	第十五回赤十字国際会議記念写真帖	1冊	日本赤十字社	昭和9年	048
53	四季俳画	1冊	俳句 上田鷹居、畫 野口駿尾、書美書院		046

4. 湯浅倉平 資料紹介

(1) 宮内高等官供奉服

「供奉服」は、「宮内官特有の制服である。大演習その他の場合に天皇に扈從する際の服である。し

たがって装飾も過度でない簡素なもの⁸とある。宮内高等官供奉服は、天皇の行幸などに随行する宮内省職員のうち、高等官（官吏等級・親任官、勅任官、奏任官以上）が着用する服である。上着、袴（ズボン）、帽子、剣、外套、靴等から構成され、形態、材質、色、文様などが法令によって詳細に規定されている。宮内高等官供奉服は、明治24（1891）年11月に宮内省達甲第3号『官報』明治24（1891）年11月24日によって制定されている。改正される度に官報に公布され、明治44（1911）年、大正3（1914）年、大正14（1925）年に改正された⁹。

明治24年制定時の供奉服（図1）と大正14年に改正された供奉服（図2）を比較すると上衣合せ目につけられた菊枝模様がなくなり簡素になっている。

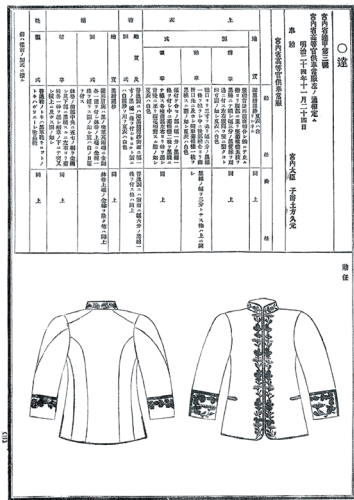


図1 明治24年制定 宮内高等官供奉服

『官報』明治24年11月24日 宮内省達甲第3号 国立国会図書館所蔵

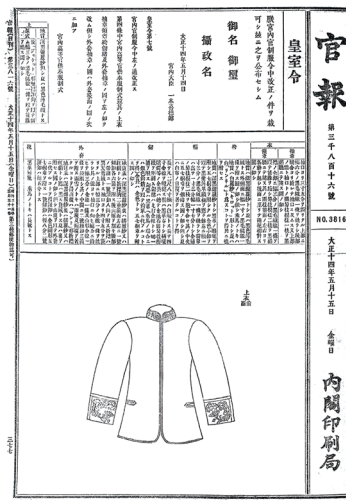


図2 大正14年改正 宮内高等官供奉服

『官報』大正14年5月15日 皇室令第7号 国立国会図書館所蔵

大正14年皇室令第7号によって改正された「宮内高等官供奉服制式」(表3)と図3の1～5・12を、当館に移管された供奉服、供奉帽、供奉剣に照らし合わせてみると、形態、材質、色、文様が一致する。よって以上の資料は、大正14年改正の服制に沿って作られたもので、湯浅倉平の経歴から宮内大臣在職期間(昭和8年2月15日～昭和11年3月5日)に着用した宮内高等官供奉服であると考えられる。

以下、大正14年改正「宮内高等官供奉服制式」に沿って当館所蔵の宮内高等官供奉服、供奉帽、供奉剣を確認していく(表3、図3、写真2・3・4参照)。

表3 『官報』大正14年5月15日 宮内高等官供奉服制式 改正内容

靴	外套	劍	帽	袴	上衣				
					領章	袖章	製式	地質	
黒革短靴乗馬ノトキハ長靴トス	地質表ハ深黒紺羅紗裏ハ緋羅紗又ハ紅絹トシ折襟胸ニ重前左右二一號鈕各六箇ヲ附シ後面裾ヲ割キ腰部ノ帯緒ニ一號鈕八箇ヲ附シ折襟ハ黒天鵝絨トシ袖口ヨリ四寸五分ヲ距リタル上部二幅三分ノ金線一條ヲ繞ラシ其ノ線ヨリ袖口ニ向ヒ縫合ニ沿ヒテ幅三分ノ金線一條及山形金線一條ヲ并附シ其ノ中間ニ二號鈕三箇ヲ附シ雨雪ノトキハ雨覆及帽覆ヲ著クルコトヲ得雨覆ハ「マント」形折襟地質表ハ深黒紺羅紗裏ハ緋羅紗又ハ紅絹トシ襟ハ黒天鵝絨トス夏ハ裏ヲ附セズ圓ノ如シ但シ雨覆ヲ以テ外套ニ代フルコトヲ得鈕釦ハ金色圓形五七桐章ヲ附ス一號鈕釦ハ徑八分二號鈕釦ハ徑五分トス	地質表ハ深黒紺羅紗裏ハ緋羅紗又ハ紅絹トシ折襟胸ニ重前左右二一號鈕各六箇ヲ附シ後面裾ヲ割キ腰部ノ帯緒ニ一號鈕八箇ヲ附シ折襟ハ黒天鵝絨トシ袖口ヨリ四寸五分ヲ距リタル上部二幅三分ノ金線一條ヲ繞ラシ其ノ線ヨリ袖口ニ向ヒ縫合ニ沿ヒテ幅三分ノ金線一條及山形金線一條ヲ并附シ其ノ中間ニ二號鈕三箇ヲ附シ雨雪ノトキハ雨覆及帽覆ヲ著クルコトヲ得雨覆ハ「マント」形折襟地質表ハ深黒紺羅紗裏ハ緋羅紗又ハ紅絹トシ襟ハ黒天鵝絨トス夏ハ裏ヲ附セズ圓ノ如シ但シ雨覆ヲ以テ外套ニ代フルコトヲ得鈕釦ハ金色圓形五七桐章ヲ附ス一號鈕釦ハ徑八分二號鈕釦ハ徑五分トス	長サ凡二尺八寸柄ハ白鞍トス柄サ四寸金線ヲ螺纏ス鞘ハ黒革巻トシ柄環鐵鈎等ノ金具ハ總テ金地石目菊枝模様ヲ彫刻ス劔緒ハ丸打金線トシ總一箇ヲ附ス劔帯ハ黒革(乗馬ノ場合ニハ銀色鈎鎖ヲ以テ鈎革ニ代フルコトヲ得)金具ハ金色トシ五七桐章ヲ附ス圓ノ如シ	地質ハ深黒紺羅紗トシ黒革ノ眼庇ヲ附シ五七桐章ヲ附シタル金色小鈕ヲ以テ黒塗薄革頭紐ヲ懸ク鉢巻二幅一寸三分ノ黒毛織線一條ヲ繞ラシ前章ハ高サ一寸三分幅一寸七分シ金線ノ菊枝模様ニ枝ヲ抱合セ其ノ中央ニ五七桐章ヲ銀線又圓ノ如シ但シ夏ハ白布ノ日覆ヲ著クルコトヲ得	地質ハ深黒紺羅紗トシ夏ハ黒色薄毛織トス外側面二幅一寸ノ黒毛織線一條ヲ附ス圓ノ如シ但シ乗馬ノトキハ地質ハ白羅紗「キロット」形トシ夏ハ白「リンネル」トシ得共ニ線ヲ附セズ	襟ノ全部ニ幅三分ノ黒毛織線一條ヲ以テ縫線ヲ施シ菊枝模様ニ枝ヲ黒絹ニテ縫ス其ノ両枝前面ノ左右ヨリ各幹ヲ起シ後面ニ至リテ両花相對ス圓ノ如シ	袖口ヨリ三寸五分ヲ距リタル上部二幅六分ノ黒毛織線一條ヲ繞ラシ後面縫合ヨリ折レテ袖口ニ及ボス又上部ノ線ト袖口トノ間菊枝模様ニ枝ヲ黒絹ニテ縫ス圓ノ如シ	長「ジヤケット」形堅襟押釦ヲ以テ留ム幅三分ノ黒毛織線一條ヲ以テ縫線ヲ施ス圓ノ如シ	深黒紺羅紗但シ夏ハ黒色薄毛織トス

(『官報』大正14年5月15日 皇室令第7号 宮内高等官供奉服制式)より

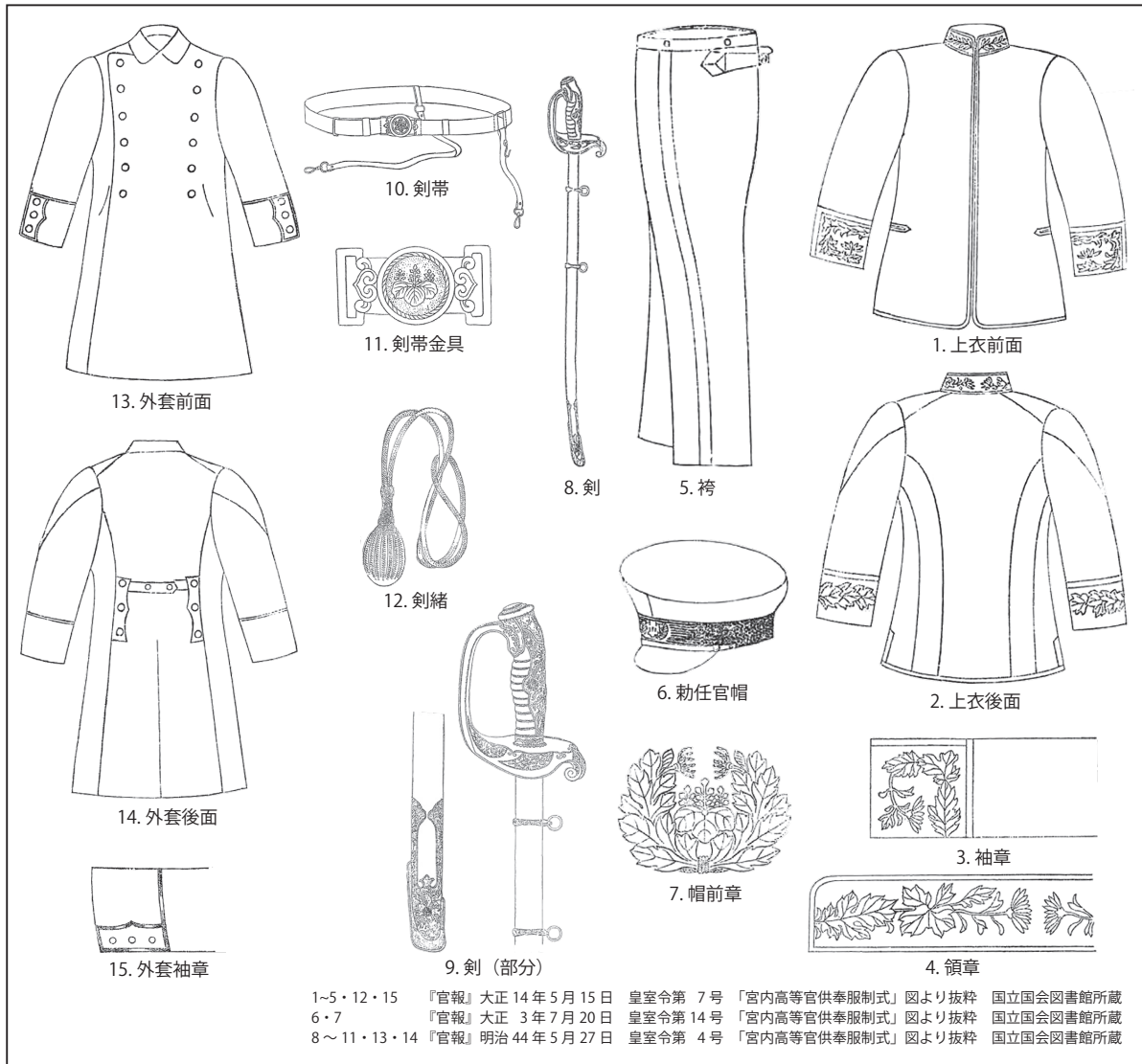


図3 宮内高等官供奉服

(1) - 1 宮内高等官供奉服 上衣 (資料No. 050)

大正 14 年に改正された服制には、「地質は羅紗らしや (注 羅紗とは起毛させた厚地の毛織物)、夏は薄毛織とする。色は深黒紺、製式は長ジャケット形、豎襟を鉤ホックで留め、幅三分の黒毛織線一本で笹縁ささべりを施す (注 笹縁とは衣服の縁などのへりを補強や装飾の目的で布や扁平な組紐で細くふちどったものをいう)。袖章は袖口から三寸五分の間をあけた上部に幅六分の黒毛織線一本をめぐらし、後部の縫合から下に折れて袖口に戻る。上部の線と袖口の間には菊枝模様一枝を黒絹糸で刺繍を施す。領章えりしやうは襟の全部に幅三分の黒毛織線一本をもって笹縁を施し、菊枝模様二枝を黒絹糸で刺繍をする。前の左右の襟より両枝を起し後面に至り両花を向かい合わせる」とし、上衣前面と後面、袖章、領章の図を示している。

当館資料を服制に合わせてみると、厚地の羅紗生地を使用しているのが冬期に着用したものであると考えられる。上衣の襟、合せ目、裾部分に黒色の毛織線ささべりで笹縁 (ふちどり) が施されている。笹縁の幅は襟は 1.4 cm、合せ目と裾は 1.0 ~ 1.1 cm である。袖口から 9.6 cm の間をあけた上部に幅 1.9 cm の黒毛織線一本をめぐらし、黒毛織線は後ろの縫い目の合せ目から折れて袖口に及んでいる。

細部を確認すると、上衣の合せ目は10個のホックで留めるようになっている。ホックの留め金と受けは交互に付いており前が開かないように工夫がされている。さらにホックの下に内布があり4個のボタンで留めるようになっている。上衣の左右には勲章、記念章を^{はいよう}佩用するための糸かがりが5箇所ついている。

(1) - 2 宮内高等官供奉服 袴 (資料No. 050・ズボン)

服制によると、「地質は羅紗、夏は黒色薄毛織、色は深黒紺とする。外側に幅一寸の黒毛織線一本をつける。ただし乗馬のときは、地質は白羅紗、キロット形とし、夏は白リンネルとし共に線をつける」とし、図を示している。

当館資料では、上衣と同生地を使用しているため上衣と合わせ冬期に着用した供奉服と思われる。外側に幅3.1cmの黒毛織線がついている。細部を確認すると、ズボンのウエストホックの金具には「TRADE MARK」、「DEPONIRT」、後ろのベルト金具には「PARIS」、「SULID」が刻印されている。

(2) 供奉帽 (資料No. 030)

服制によると、「地質は深黒紺の羅紗とし、黒革の^{まびさし}眼底をつけ、五七桐章をつけた金色の^{ぼたん}小釦をもって黒塗薄革の顎紐を懸ける。鉢巻(注 腰に巻いた帯布。腰とは庇と頭頂部の間の部分)に幅一寸三分の黒毛織線一本をめぐらし、前章は高さ一寸三分、幅一寸七分とし、金刺繍の菊枝模様二枝を抱き合わせその中央に五七桐章を銀刺繍する。但し夏は白布の日覆を着用する」とある。

当館資料では、資料No. 030の供奉帽には夏期に着用する白布の日覆いがかけられている。白布の日覆いを取ると夏期以外の季節に使用できる帽子と思われる。鉢巻の幅は4.0cm、前章の高さは4.3cm、幅は5.4cmである。内側に「湯浅」と刺繍がされている。

(3) 供奉剣 (資料No. 001)

服制によると、「長さ凡そ二尺八寸、柄は白鮫とし長さ四寸金線を^{まと}纏う(注 巻きつける)。鞘は黒革巻とし、柄、^{つか}環(注 剣帯と剣を繋ぐ輪)、^{こじり}鐙(注 鞘尻の部分)、^{つば}鐙などの金具はすべて金地石目菊枝模様を彫刻し、^{まるうち}劍緒は丸打(注 断面が丸い組み紐)金線とし総一個をつける。剣帯は黒革、金具は金色とし五七桐章をつける」とし、図を示している。

当館資料では、鞘の中に刀身が納められている。剣の長さは89.0cm、柄の長さは14.5cmである。剣帯は移管資料に含まれていなかった。

(4) フロックコート (上衣のみ) (資料No. 052)

フロックコートは、前後とも丈が長く、上衣の打ち合わせ部を大きく重ね合わせ、前ボタンが縦に二列並ぶ形である。黒または縞のズボン、上衣と共布または白のベスト、白シャツ、白または黒の蝶結びの襟飾り、手袋、シルクハット、黒革靴で一揃いになる。湯浅の経歴から宮廷服として宮中で行われる儀式や行事の際に着用したと考えられる。

男子の洋装の宮廷服には、武官としての正装と^{たいれいふく}大礼服と称する礼服がある。天皇、男子皇族、武官の臣下は陸海軍の正装を用い、武官以外の臣下には、官職や身分によって大礼服が定められていた¹⁰。

最も格式の高い宮廷服は正装と大礼服である。大礼服に次ぐ宮廷服は通常礼服と呼ばれ、^{えんびふく}燕尾服がこれに相当する。通常礼服に次ぐ服装が通常服であり、フロックコートがこれに相当する¹¹。

なお、「写真1」の肖像写真の湯浅は、昭和3（1928）年に改正された「^{くないこうとうかんたいれいふく}宮内高等官大礼服」を着用したものである。

資料No.052のフロックコートの後衿の内側に「*T.Misawa Tokyo*」と刺繍がされた織ネームが付いている。『羅紗洋服商名鑑 再版』（南元秀吉編集兼発行 1927年）に「三澤竹三郎」という氏名の掲載がある。それによると三澤竹三郎は、「明治4年東京市生まれ、明治27年銀座四丁目に開業し35年に東京市京橋区竹川町に移転。順調に商勢を発展、従業員20名を抱える注文洋服商である。開業以来前後8回欧米各国で彼地の技術を研究し、英国ミニスター・カッティング・アカデミー、米国ミツチェル・カッティング・スクール、佛、獨の裁断学校を卒業した練達の技術家である。専ら市内の一流階級を得意とし一切外交せずとも顧客自ら謂集する。高等洋服調進店として三澤の名聲高き所以。（以下略）¹²」とある。三澤竹三郎は昭和6（1931）年に東京洋服商工同業組合6代目組長に就任している¹³。

以上のことから資料No.052のフロックコートの織りネーム「*T.Misawa Tokyo*」は三澤竹三郎の高級洋服店であり、その洋服商に湯浅はフロックコートの製作を依頼したと考えられる。

（5）ベスト（資料No.051）

前述のフロックコートと同ボタンを使用している。ベストに織りネームは付いていないが前述した三澤竹三郎の洋服店で製作したと考えられる。後ろのベルト金具に「*PARIS*」、「*SULID*」の刻印がある。この金具は、資料No.050の宮内高等官供奉服のズボンと同じ金具を使用している。

（6）シルクハット（資料No.031）

フロックコート着用時に使用したシルクハットであると思われる。帽子の内側と側面に「*MITSUKOSHI*」と入っている。専用の帽子ケースに収納するようになっており、ケースの外側には訪れたと思われる「神戸市栄町三丁目西村旅館」、「日本旅館扶桑館清国北京」のシールラベルが貼られている。ケースの両面には「湯浅」と書かれている。

5. おわりに

本稿の前半部分では下関市豊浦町宇賀出身で明治、大正、昭和初期という激動の時代、内務官僚を経て政治家となった湯浅倉平の生涯を紹介した。後半は、平成26（2014）年3月に当館に移管された湯浅倉平の遺品資料の中から、宮内大臣在職時に着用した宮内高等官供奉服、供奉帽、供奉剣を大正14年改正宮内高等官供奉服制式に沿って報告し、同時期に着用したフロックコートやベスト、シルクハットなどの服飾を紹介した。またフロックコートの織ネームから製作者「三澤竹三郎」について述べた。どの資料も湯浅倉平の業績や生きた時代を知ることができる貴重な資料ばかりである。

今後も湯浅倉平の遺品資料を地域の誇れる資料として調査を深めていくとともに、湯浅倉平に関する記録の収集を進め、その成果を展示等の形で紹介することをこれからの課題とする。

謝辞

本稿作成にあたり、文化学園大学 植木淑子氏、毛利博物館 小田陽子氏には、参考資料の提供をはじめ数多くの御教示を賜りました。心より御礼申し上げます。

註

- ¹ 本稿における湯浅倉平の生涯及び表1 湯浅倉平年譜に関する記述は、林茂『湯浅倉平』（湯浅倉平伝記刊行会 1969年）を参照した。
- ² 畠中茂朗「明治前半期における三井銀行（三井組）の地方への展開過程—下関出張店の事例を中心として—」（『山口県史研究』第8号 山口県 2000年3月）より
- ³ 下関市市史編集委員会編『下関市年表』（2011年3月）119・121頁より
- ⁴ 徳富猪一郎遍述『公爵山縣有朋伝・下巻』（山縣有朋公記念事業会 1933年）1038頁より
- ⁵ 大禮記録編纂委員会編纂『大禮記録』（内閣書記官室記録課 1919年）264頁より
湯浅倉平移管資料の中に「大礼使事務官」に関する資料が含まれている。大礼使徽章（資料No.010）と大饗の際に陪宴諸員に下賜された挿華（資料No.016）である。
- ⁶ 宮内庁『昭和天皇実録』第六（東京書籍株式会社 2016年）529頁より
- ⁷ 群馬県『昭和九年十一月陸軍特別大演習並地方行幸群馬県記録』（群馬県 1936年）13頁に供奉高等官、親勅任官の欄に宮内大臣湯浅倉平の名前の記載がある。
- ⁸ 太田臨一郎『日本服制史 中巻』（文化出版局 1989年）80頁より
- ⁹ 前掲『日本服制史中巻』 80-82・109-115頁より
- ¹⁰ 文化学園服飾博物館編集兼発行『洋装への道』（文化学園服飾博物館 1998年）29頁より
- ¹¹ 文化学園服飾博物館・文化学園大学博物館学研究室編『明治・大正・昭和戦前期の宮廷服—洋装と装束—』（文化学園服飾博物館 2013年）108頁より
- ¹² 南元秀吉編集兼発行『羅紗洋服商名鑑 再版』（1927年）130頁より
- ¹³ 長連光編集兼発行『東京洋服商工同業組合沿革史』（東京洋服商工同業組合神田区部 1942年）334-394頁より

参考文献

林茂『湯浅倉平』湯浅倉平伝記刊行会 1969年
宮内庁『昭和天皇実録』第六、第七、第八 東京書籍株式会社 2016年
太田臨一郎「礼服・軍服と制服」（『服飾近代史—衣裳と服飾』遠藤武 雄山閣出版株式会社 1970年）
文化学園服飾博物館編集兼発行『洋装への道』1998年
文化学園服飾博物館・文化学園大学博物館学研究室編『明治・大正・昭和戦前期の宮廷服—洋装と装束—』
文化学園服飾博物館 2013年

服制資料

『官報』第2521号 明治24（1891）年11月24日
『官報』第8377号外 明治44（1911）年5月27日
『官報』第591号 大正3（1914）年7月20日
『官報』第3816号 大正14（1925）年5月15日
『官報』第364号 昭和3（1928）年3月17日



宮内高等官供奉服 前面



宮内高等官供奉服 側面



宮内高等官供奉服 背面



菊枝模様の領章 前



菊枝模様の領章 後ろ



菊枝模様の袖章

写真 2 宮内高等官供奉服 (資料No. 050)



勳章、記念章用の糸かがり 5箇所



ズボン 前面



ズボン 側面



ズボン 前金具



ズボン 前



ズボン 後ろ金具



ズボン 後ろ

写真3 宮内高等官供奉服 (資料No.050)



前章

耳章（側面）の釦 ぼたん



宮内高等官供奉帽

宮内高等官供奉帽「湯浅」刺繍



宮内高等官供奉劔



供奉劔 鐙 こじり



供奉劔 柄

写真4 宮内高等官供奉帽（資料No.030）、供奉劔（資料No.001）



フロックコート上衣 前面



フロックコート上衣 背面



フロックコートに付けられた織ネーム



織ネーム 「T.Misawa Tokyo」

写真5 フロックコート（上衣のみ）（資料No.052）



ベスト 前面



ベスト 背面



シルクハット 側面



シルクハット 正面



シルクハットケース 前



シルクハットケース 後ろ



シルクハットの内側「MITSUKOSHI」

写真6 ベスト (資料No.051)、シルクハット、シルクハットケース (資料No.031)

土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム

研究紀要

第12号

発行年月日 2017年3月
編集・発行 土井ヶ浜遺跡・人類学ミュージアム
〒759-6121 山口県下関市豊北町神田上 891-8
TEL 083-788-1841
FAX 083-788-1843
印刷 株式会社アート
〒751-0833 山口県下関市武久町1丁目5-14
TEL 083-253-3451
FAX 083-253-3453
